

平成 29 年度第 2 回国土利用計画審議会 意見の要旨と対応(土地利用基本計画)

項目	頁	意見の要旨	対応方針
2 (2) 県土地利用の基本方針 ②県土地利用の質的向上 ア 日本一の「安全・安心」を実現する県土地利用		本県は津波だけではなく風水害等の被害も想定されうるため、被災後の迅速な復旧・復興に備えて策定に努めることとされている「土地利用の方針」については、津波に限定せずに「災害による被災後の迅速な復旧・復興」あるいは「津波等の被災後の迅速な復旧・復興」とした記述が望ましい。	○ ご意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「津波等の被災後の迅速な復旧・復興の備えとして被災後の土地利用の方針等の策定に努め、オープンスペース等を確保するとともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や必要な対策を行う。」
2 (4) 土地利用の原則		防災上の危険性がある土地には、その規模に関わらず施設等の設置を規制するような防災を伺わせる内容を記載する必要がある。	○ ご意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「土地利用は、土地利用基本計画図に示された「都市地域」、「農業地域」、「森林地域」、「自然公園地域」、「自然保全地域」の地域ごとに、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、美しい景観の形成、歴史的風土の保存、治山、治水並びに震災、風害、水害その他の災害の防除及び軽減等に配慮しつつ、それぞれの原則に従って適正な土地利用を行わなければならない。」
3 (2) 特に土地利用の調整が必要と認められる地域の土地利用調整上留意すべき基本的事項		「大規模太陽光発電施設等の再生可能エネルギー関連施設の設置地域」について、適正な土地利用を図る実効性を確保する手段が具体的に見えるよう法律や要綱などをイメージさせる表現に工夫されたい。	○ ご意見を踏まえ、以下のとおり追記します。 「大規模な土地利用転換を図る場合には、開発に伴う影響が広範囲に及ぶことを考慮し、周辺の土地利用状況や自然環境・景観への影響、防災対策、撤退時の対応、地域住民等への説明の実施などに十分に配慮して、関係法令や条例等に基づき適正な土地利用を図る。」